

令和元年台風19号等災害により有効なパスポートを紛失、損傷された方の旅券手数料の一部を免除します

次の要件のいずれにも該当する場合には、申請により、一般旅券の手数料（福島県分）が免除されることがあります。

要件

- 1 令和元年台風19号等災害（※）によって有効な一般旅券を紛失又は損傷し、その旅券に記載されていた有効期間満了日までに、福島県内において新たな一般旅券の発給申請をすること
- 2 令和元年台風19号等災害時に居住していた住宅等が災害により「全壊、流失、大規模半壊、半壊、床上浸水」のいずれかの損害を受けた旨について、福島県内の市町村長等から罹災証明書を受けていること

※令和元年10月11日から14日までの間の暴風雨及び豪雨による災害並びに同月25日の大雨による災害

免除される金額

一般旅券手数料（福島県分）の全額 **2,000円**

※1 国に納める手数料は免除されません。

※2 申請は1回限りの適用です。免除措置が適用されて新たに発給された旅券を紛失等した場合には、通常の手数料を徴収します。

申請に必要な書類と提出先

	新規旅券の申請と同時に免除申請する場合	新規旅券を受領済みの場合（返還請求の場合）
必要書類	<ul style="list-style-type: none">・紛失届又は損傷旅券・一般旅券の発給申請に必要な書類・手数料免除申請書・罹災証明書	<ul style="list-style-type: none">・手数料免除申請書・罹災証明書・受け取ったパスポートの顔写真のあるページのコピー・手数料返還請求書
提出先	福島県パスポートセンター 郡山窓口 白河窓口 会津若松窓口 南相馬窓口 いわき窓口 南会津窓口（水曜日のみ） 須賀川市窓口 （須賀川市、岩瀬郡及び石川郡住民の場合）	

※詳細は、福島県パスポートセンターへお問い合わせください

免除申請の期限

手数料免除の申請期限は、令和3年3月31日（水）です。

※ただし、紛失または損傷した旅券に記載の有効期間満了日までに、新規旅券を申請することが必要です。

問い合わせ先

福島県パスポートセンター 〒960-8053 福島市三河南町1-20
電話 024-525-4032
メールアドレス passport@pref.fukushima.lg.jp